

江差町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



江 差 町

目次

1	江差町パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	2
3	宣誓手続きの流れ	3
4	手続きに必要な書類	5
5	受領証等の再交付・記載事項の変更・返還	6
	（1）受領証等の再交付について	
	（2）記載事項の変更について	
	（3）受領証等の返還について	
6	自治体間連携ネットワーク	7
7	よくある質問（FAQ）	8
8	参考	10
	・江差町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則	

1 江差町パートナーシップ宣誓制度とは

江差町パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方がLGBTQであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ）であることを町長に宣誓し、江差町がパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付するものです。

この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、性の多様性への社会的理解が促進され、町民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、だれもが自分らしく誇りを持って暮らせるまちとなることを目指します。

パートナーシップとは

一方又は双方がLGBTQであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係のことをいいます。

LGBTQとは

性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性愛のみではない、又は性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方のことをいいます。（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとったもの）

レズビアンとは

性自認が女性で、女性を好きになる人

ゲイとは

性自認が男性で、男性を好きになる人

バイセクシュアルとは

女性も男性も好きになる人

トランスジェンダーとは

身体の性が性自認と一致しない人

クエスチョニングとは

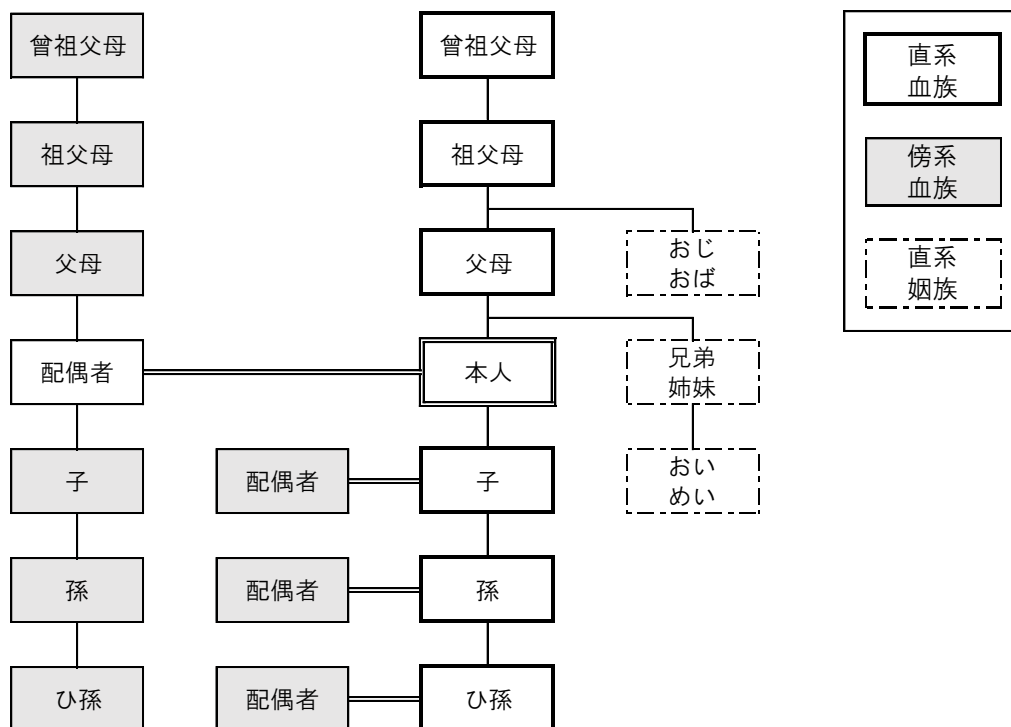
自らの性のあり方について、わからない人や迷っている人などのこと。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をすることができる方は、一方または双方がLGBTQであるお二人で、下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- (1) お二人とも成年に達していること（満18歳以上）
- (2) 宣誓しようとするお二人のうち、どちらか一方が江差町内に住所がある、又は宣誓の日から3か月以内に江差町内への転入を予定していること
- (3) お二人とも配偶者（事実婚関係も含む）がないこと
- (4) 宣誓しようとするお二人以外の方とパートナーシップ関係にないこと、江差町以外の自治体のパートナーシップ制度を利用していないこと
- (5) お二人の関係が近親者^{※1}（養子関係を除く）でないこと

【※1】パートナーシップの宣誓をすることができない続柄
直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族は婚姻できません。



3 宣誓手続きの流れ

(1) 電話での宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日時について事前予約を行ってください。
- ・ 個室を用意します。

【予約先】江差町 町民福祉課住民おもてなし係

・電話 0139-52-6720

(8:45~17:15 ※土・日曜日、国民の祝日、12月31日から翌年1月5日を除く)

【宣誓できる日時】 役場が開庁している平日の8:45~17:15

(土・日曜日、国民の祝日、12月31日から翌年1月5日を除く)

【宣誓場所】江差町役場内(住民相談室)

江差町字中歌町 193 番地-1 江差町役場

- ・ 予約時にお伝えいただきたいこと
 - ① 希望日時
 - ② 宣誓しようとする方のお名前
(通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください)
 - ③ 宣誓しようとする方の住所
 - ④ 代表の方の日中の連絡先

(2) パートナーシップの宣誓

- ・ 予約した日時に、宣誓しようとするお二人でお越しください。
- ※ 病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。
- ・ 本人確認書類、必要書類を提出してください。(5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照)
- ・ 必要書類を提出していただき、要件等を確認しましたら、職員立ち合いのもと、「パートナーシップ宣誓書」と裏面の「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に署名し、ご提出いただきます。

※ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

江差町へ転入予定の場合

- ・「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を交付します。
- ・江差町に転入後、14 日以内に必要書類を添えて申し出てください。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード等の交付

- ・宣誓手続き後 1 週間を目途に、本人限定郵便で宣誓書の写し「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

【パートナーシップ宣誓書受領証】 (A4 サイズ)

様式第2号 (第5条関係)

(表面)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

江差町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

江差町長 印

【パートナーシップ宣誓書受領証カード】 (マイナンバーカードサイズ)

パートナーシップ宣誓書受領証カード

江差町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づき、パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。

本人氏名 パートナー氏名

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日 江差町長 印

第 号

4 手続きに必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

(1) 「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ※ お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍、続柄、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

宣誓時にどちらも江差町内にお住まいではない場合

- ・ 上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等
- ・ 転入後に住民票の写し、又は住民票記載事項証明書等を提出してください。
（転入後14日以内）

(2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本））又は 独身証明書等）

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が江差町外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
- ・ 外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(3) 宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合

- ・ 日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類
（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券 等

(4) 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

1点の提示で足りるもの

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など本人の顔写真のある公的機関が発行した書類

2点以上の提示を必要とするもの

- ・ 上記の書類をお持ちでない場合は、健康保険被保険者資格の情報等を記載した「資格確認書」、年金手帳、介護保険被保険者証など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類

※ 有効期限があるものは、有効期限内のもの

※ 上記以外に町長が必要と認める書類の提示を求める場合があります。

(5) お子さんの氏名等の記載を希望される場合

- ・ 宣誓しようとする方と同居している未成年（18歳未満）のお子さんについて宣誓しようとする方との関係や氏名等を受領証等へ記載することを希望される場合は、下記の書類をご持参のうえ、「子に関する届」を提出してください。
 - ① 戸籍謄本等、その他宣誓者と子の関係を確認できる書類
 - ② 住民票の写し、その他子の年齢および同居の事実が確認できる書類※ 宣誓日前3か月以内に発行されたものに限ります。

5 受領証等の再交付・記載事項の変更・返還

宣誓書受領証等の再交付などの手続きは下記のとおり、町民福祉課住民おもてなし係での手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。

(1) 受領証等の再交付について

受領証及び受領証カードの紛失等により再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

- ① 本人確認書類（5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照）
- ② 受領証及び受領証カード（紛失以外の場合）

(2) 記載事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届」を提出してください。

- ① 本人確認書類（5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照）
- ② 受領証及び受領証カード

①、②のほか、

【住所を変更する場合】

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（4(1) 参照）

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類（5ページ「4(3) 通称名の使用を希望される場合」参照）

(3) 受領証等の返還について

次のいずれかに該当するときは、本人確認書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証及び受領証カードを返還してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 双方が町外へ転出したとき（ただし、自治体間連携ネットワークを構成する自治体へ転出した場合を除く）
- ・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 自治体間連携ネットワーク

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（以下「構成自治体という。」）において、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）の交付を受けた者の構成自治体間における住所の異動に伴う宣誓制度に係る負担軽減を図ることを目的に連携しており、江差町においても、自治体間連携ネットワークに加入します。

本連携の対象となる宣誓者は、構成自治体において、受領証の交付を受けた者であって、一方又は双方がLGBTQである者としてします。

(1) 受領証の返還手続きの省略

宣誓者が江差町以外の構成自治体へ住所の異動を行う場合、江差町への受領証の返還手続きを省略することができます。

(2) 手続きの簡素化

この場合、江差町で交付した受領証を転入地自治体への必要書類とすることで、現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出を省略することができます。

(3) ネットワークを構成する自治体

ネットワークを構成する自治体については、東北地方から九州地方までの自治体が加入する全国規模のものであり、北海道では現在28の自治体がパートナーシップ制度を導入しておりますが、北海道の自治体においてもこのネットワークに令和7年4月1日から加入することとなっております。

※北海道においてネットワークを構成する28自治体（札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、江別市、滝川市、深川市、北斗市、北広島市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、斜里町、清里町、小清水町、大空町）

※道外においてネットワークを構成する自治体や手続きなど、詳しくは町民福祉課住民おもてなし係へお問合せください。

7 よくある質問(FAQ)

Q 1 パートナーシップ宣誓には費用がかかりますか。

A 1 「パートナーシップ制度宣誓書受領証」や「パートナーシップ制度宣誓書受領証カード」の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に用意していただく書類（住民票の写し等）の発行手数料は自己負担となります。

Q 2 パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルしか利用することができないのですか。

A 2 宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していません。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

Q 3 郵便やEメールでも宣誓書を提出できますか。

A 3 宣誓手続きは職員の立会いのもと、お二人の宣誓の意思を確認のうえ、行いますので、郵便やEメールによる提出はできません。ただし、病気や障がい等の理由により、お二人でお越しになることが難しい場合は、事前にご相談ください。

Q 4 事実婚関係の場合、パートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A 4 本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えているLGBTQの方々の困難の緩和を図るための制度でありますので、事実婚の方は対象としておりません。

Q 5 養子縁組をしています、パートナーシップの宣誓をすることができますか。

A 5 パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

Q 6 外国籍ですがパートナーシップの宣誓をすることができますか。

A 6 要件（2 ページ「宣誓をすることができる方」参照）を満たしている場合は宣誓することができます。

Q 7 宣誓にあたりプライバシーは守られますか。

A 7 個室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は、個人情報の保護に関する法律に基づき厳正に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q 8 受領証等に有効期限はありますか。

A 8 受領証等に有効期限はありません。

Q 9 受領証等の再交付、変更、返還の手続きの際も、二人で江差町役場へ行く必要がありますか。

A 9 受領証等の再交付、記載事項の変更、返還の手続きについては、受領者のどちらか一方の方で行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために、受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q 10 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか。

A 10 結婚は法律に基づき法的な権利・義務が発生します。一方、江差町パートナーシップ宣誓制度は、互いが人生のパートナーであることを町に宣誓し、町が受領証を交付するもので、江差町が独自に条例及び規則に基づいて行う制度であり、法的な権利・義務は発生しません。

Q 11 転入予定で宣誓したが、3カ月以内に江差町へ転入できなかった場合、どうなりますか。

A 11 宣誓は無効となり、ご提出いただいた書類は返却いたします。

8 参考

江差町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江差町性の多様性の尊重に関する条例（令和7年江差町条例第12号。以下「条例」という。）第8条の規定によるパートナーシップ宣誓制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が町内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に町内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本町以外の地方公共団体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。
- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）
- (2) 宣誓しようとしている者のいずれかが町内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（宣誓しようとしている者の双方が町内に住所を有していない場合に限る。）
- (3) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等その他の配偶者がいないことを証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 前各号に掲げる書類のほか町長が必要と認める書類

2 町長は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次の

各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか町長が認める書類

3 町長は、宣誓をしようとする者が、病気、障がい等により自ら宣誓書に必要な事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓日時等について、あらかじめ町長と調整するものとする。

(宣誓書受領証等の交付)

第5条 町長は、前条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）並びに宣誓書の写しを交付する。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が町内に住所を有していない場合であって、いずれか一方が宣誓の日から3か月以内に町内に転入を予定しているときは、町長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。

3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいずれかが町内に転入した場合においては、転入の日から14日以内に、住民票の写し等、転入したことを証する書類を添えて町長に申し出るものとする。この場合において、宣誓者のいずれかが町内に住所を有することが確認できたときは、町長は、転入予定者受付票を返還させ、受領証等を交付する。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、通称の氏名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届（様式第5号）に、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等その他の宣誓者と当該子との関係を確認できる書類並びに住民票の写しその他の当該子の年齢及び同居の事実を確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による子に関する届の提出について準用する。

(受領証等の再交付)

第8条 第5条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）により町長に再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 町長は、第1項の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

(受領証等の変更)

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第7号）に受領証等及び次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。

3 町長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(宣誓書受領証等の返還等)

第10条 受領者は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかに受領証等

を町長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 受領者の一方が死亡したとき。
 - (3) 受領者の双方がともに町内に住所を有しなくなったとき（受領者が第12条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（様式第9号）を町長に提出した場合を除く。）。
 - (4) 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定による受領証等の返還は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）に受領証等を添えて町長に提出しなければならない。ただし、受領証の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。
- 4 町長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により第2項の規定による返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。
- 5 第1項第3号の規定にかかわらず、受領者がパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）へ転出し、当該連携自治体の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、受領証の返還を要しない。

（宣誓の無効）

第11条 宣誓は、次の各号に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
 - (2) 宣誓者が宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
 - (3) 第5条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあっては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき。
- 2 町長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、前条の規定により宣誓者に交付した受領証等又は転入予定者受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りでない。

（地方公共団体間での連携）

第12条 受領者が、本町と協定を締結している地方公共団体（以下「連携団体」という。）へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（様式第9号）を提出したときは、当該地方公共団体においても本町が交付した受領証等を継続して使用することができる。

- 2 前項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第

- 8条の規定を準用する。
- 3 第2項の規定により継続して使用している受領証等の返還については、第10条の規定を準用する。
 - 4 連携団体が発行するパートナーシップに係る証明書等（以下「他団体証明書」という。）の交付を受けた者が本町に転入するときは、本町においても当該他団体証明書を継続して使用することができる。
 - 5 他団体証明書の交付を受けた者が本町に転入するときは、第8条第1項の規定の例により本町の受領書等の交付を申請することができる。この場合において、当該者に受領証等を交付したときは、町長は、当該他団体証明書を発行した連携団体にその旨を通知するものとする。
 - 6 第1項から第5項の規定にかかわらず、連携自治体においてパートナーシップ制度等の受領証等の交付を受けている者が本町に転入した後も引き続きパートナーシップ関係を継続し、かつ、第3条に規定する要件を満たす場合は、本町の受領証等の交付を受けることができる。
 - 7 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。
 - (1) 継続申告者の申告書の提出前3か月以内に発行された住民票の写し（町内への転入を予定している場合にあつては、その事実を確認することができる書類）
 - (2) 連携自治体から交付された証明書
 - 8 町長は、前項の規定による書類の提出があつた場合、遅滞なく転出先である連携自治体に通知するものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）
- 2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、この規則の施行前においても行うことができる。



江差町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
令和7年3月31日発行

江差町字中歌町193番地-1 江差町役場1階
町民福祉課住民おもてなし係

TEL : 0139-52-6720 FAX : 0139-52-5666

(受付時間 : 8時45分~17時15分)

土・日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日を除く)